

令和6年度第10回那珂川市農業委員会会議録

令和7年1月10日、那珂川市農業委員会会长結城五子は、令和6年度第10回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年1月10日（金） 午前9時30分～午後10時28分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

2番 高橋 堅
4番 白水 正彦

2. 議 案

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 農用地利用集積計画の利用権設定について
議案第41号 非農地証明について
議案第42号 那珂川市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について

3. 報 告

報告第26号 専決処分について
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
報告第27号 専決処分について
農地改良行為届出書について
報告第28号 専決処分について
農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について
報告第29号 専決処分について
現況証明について

4. その他 ①令和7年度農業委員会日程について

5. 出席委員

農業委員

会長 結城五子	1番 佐伯隆嘉
2番 高橋 堅	3番 山崎美代子
4番 白水正彦	5番 内野学
6番 上野信之	

農地最適化推進委員

1番 久我一徳

4番 真鍋利明

2番 添田英一

5番 重松栄作

6. 欠席委員

農業委員 1名

農地最適化推進委員 1名

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 浅香大士

係長 真鍋翔輝

書記 手嶋雄美子

農林課農林業担当

主事 朝日翔一朗

午前9時30分 開会

○事務局長

みなさんおはようございます。時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

携帯電話の電源に関してはお切りになるか、マナーモードにお切替えくださいますようお願いいたします。

なお、発言の際は議事録作成のために手を挙げて、委員長の指名を受けて発言していくだくようにお願いいたします。

では、会長よろしくお願ひします。

○議長

改めまして、おはようございます。本日は足元の悪いなか、お集まりいただきありがとうございます。また、新年明けましたが、今年もどうぞよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから令和6年度第10回、那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名が欠席です。

では、審議に入ります前に、議事録署名人の指名をします。2番、高橋堅委員と、4番、白水正彦委員を指名します。よろしくお願ひします。

なお、発言する際には挙手をして、指名されてから発言をお願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第38号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は売買契約による所有権の移転です。

3ページですが、所有農地は自作地の畠が1,639平米で、借入地が畠で150平米です。

議案書の7ページ、當農計画書をお願いします。

1の申請理由については、取得する農地は現在の経営農地に隣接する農地であり、所有者の売却の意向を受けて買い入れすることとなった、となっており、2の作付・収益計画等は、ナス、きゅうり、里芋、大根で、自家消費のことです。3の農作業に従事する世帯員等の状況は、譲受人と譲受人の妻、子の3名です。

8ページをお願いします。

農機具は、耕うん機を所有しており、保管場所は西畠にある作業場となっております。

通作方法等は、通作距離が2キロ、所要時間は5分、交通手段は軽トラとなっております。

農業経験については、30年間農業を営んでおり、現在は畠で露地野菜1反8畝の栽培を行っています。

9ページが通作図、10ページは登記事項証明書、11ページが字図になります。

資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。

○議長

ありがとうございます。それでは、担当推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

詳細につきましては事務局からの説明のとおりです。現地の確認を昨年12月12日に行いました。譲受人の〇〇さんと一緒に見に行きました。

場所は、〇〇公民館の西側のちょっと丘のようになっているところでした。

現在もう作ってある畠のすぐ横の部分を今回購入されるということです。隣接しているので、同じように畠で利用されるとのことでした。

高齢で95歳ということで、大丈夫かなと思ったんですけど、奥さんも、息子さんもいらっしゃるということで一緒に耕作されるということです。

体力については、私が坂道をスイスイ登って行ってあって元気はありましたので大丈夫だと思いました。農地については問題ないと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございます。何か、質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ、〇番農業委員。

○農業委員

作業所というのは、今自分が作ってある場所ということですか。

○事務局

作業所が、農作業に従事する世帯員に記載がある息子さんの家になっておりまして、そこから通作されるということです。

○農業委員

そこから通うということですね、分かりました。ありがとうございます。

○議長

他にありませんか。はい、〇番農業委員どうぞ。

○農業委員

今、年齢のことが話がありましたけど、例えば、農地を購入して、悪く言えば、投資目的のようなこともあり得るのではとちょっと感じたんですけど、農地を取得して、次に売り渡す期間の制限はありますか。

○事務局

何年以内は転用してはならないとか、売買してはならないとか、明確な期間は定められていません。

ただし、3条の申請をする段階で、売却の意向があるとか投機目的では許可できませんので、3条の許可申請については、あくまでも耕作目的での取得あることを確認して許可を出すということになります。

○農業委員

分かりました。

○議長

他に質疑はありませんでしょうか。

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成により、議案第38号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第39号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第39号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書13ページ、資料編は3ページになります。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が資材置場・駐車場。理由の詳細は、現在地が手狭になったため、となっています。

(3)利用期間は許可後から永年となっています。

議案書15ページ16ページが土地の登記事項証明書、17ページ18ページが字図、19ページが位置図になります。20ページが資金計画書、21ページが法人の融資証明書、22ページが法人の預貯金の残高証明書になります。

23ページが事業計画書、24ページから26ページが法人の定款、27ページが被害防除計画書です。

被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。

(2)用地造成に伴う被害防除措置については、防護柵を設けるとなっており、内容は2メートルのフェンスとなっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の3ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。

農地の広がりは約0.1ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種、第3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

第2種農地ですので、議案書28ページに代替地検討表を添付しております。代替地については地権者との交渉不成立を理由に不採用としています。

30ページが水利関係承諾書、31ページが農地転用事前協議の回答について、32ページが文化財確認願いについての回答、33ページから35ページが図面になります。

説明は以上になります。

○議長

では、担当委員の意見をお願いします。

○農業委員

12月18日に、代理人の方と現地で立会しました。

この一帯はもうすでに荒廃地であり、農地に戻すには不可能なような状態です。地権者がこちらにおらず、売却されるということです。

○○地域には農地がなくなるんじゃないかと危惧しています。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。何か、質疑はないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成により、議案第39号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第39号、2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第39号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書37ページ、資料編は4ページになります。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が資材置場・駐車場。理由の詳細は、現在地が手狭になったため。となっています。

(3)利用期間は許可後から永年となっています。

議案書38ページ39ページが土地の登記事項証明書、40ページ41ページが字図、42ページが位置図になります。43ページが資金計画書、44ページが法人の預貯金の残高証明書になります。

45ページが事業計画書、46ページから47ページが法人の履歴事項証明書、48ページが被害防除計画書です。

被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の4ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。

農地の広がりは約0.1ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種、第3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

第2種農地ですので、議案書49ページに代替地検討表を添付しております。

代替地については地権者との交渉不成立や施設規模の不適を理由に不採用としています。

51ページが水利関係承諾書、52ページが農地転用事前協議の回答について、53ページが文化財確認願いについての回答、54ページから56ページが図面になります。

○議長

では、担当委員の意見をお願いします。

○農業委員

12月18日に、現地で立会いました。

番号1と同じ地権者で、購入者が違うだけで、内容は同じじゃないかなと感じました。先ほど申しましたように、地元に地権者がいないということで、財産を片付けるという意思があるのでないかなと感じました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。質疑がある方は挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

○農業委員

こここの資材置場まで行くには、幼稚園の横の道を通るんですか。別の道を通るんでしょうか。

○農業委員

幼稚園の横を通ります。

○農業委員

幅は十分にあるんでしょうか。

○農業委員

幼稚園の駐車場は、幼稚園側にあるんですが、道だけが共用されるという状況です。

危ないかどうか分かりませんけど、トラックが行き来するときに幼稚園から車が出るときに当たる可能性はありますね。

○事務局

道路の幅の関係ですが、前回の総会で、この奥の北側〇番が工場で転用許可の申請があつたと思います。そちらまで道路幅は、6メートル以上を確保している状況です。ですので、その手前で今回2ヵ所転用申請が出てるんですけども、その前面道路と、幼稚園前の道路についても6メートルの幅は確保されているという状況です。

○議長

ありがとうございます。他に質疑はないでしょうか。はい、○番農業委員どうぞ。

○農業委員

農業委員会としては、こういった申請が出てくれば、反対はできないと思うんです。しかしながら、都市計画法がどこまで及ぶかは私には分からぬんですけど、せっかくここに幼稚園を建てて、周りをすべてこんなふうな資材置場とか工場とかで囲まれて、騒音は結構あると思うし、先に建った時は何もなかったのに、こういうものはもうちょっと全体的な計画で考えた方がいいんじゃないかとは思いました。

以上です。

○議長

はい。

○農業委員

ちょっとといいですか。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員

学校とかやつたら、何百メートル以内はこんなのは建てられないとかあるんじゃないですか。

○事務局

農地法上はそういう規定はありません。都市計画法や他法令でそういう定めがある可能性はあるかなとは思いますが、すみませんが、今明確にお答えは出来ないです。

○議長

他に質疑がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成により、議案第39号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第40号、番号1から2、農用地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第40号番号1から番号2、農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。

議案書57ページから60ページが利用権設定についての資料になります。

資料編は5ページから6ページをご確認ください。新規1件、再設定1件になります。

詳細につきましては、申出書等の記載内容をご確認ください。以上です。

○議長

質疑がある方は举手をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

では、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長

全員賛成により、議案40号、番号1から2は承認することに決定しました。

次に、議案第41号、番号1、非農地証明について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第41号番号1、非農地証明について説明します。

議案書の62ページをお願いします。資料編は10ページをお願いします。

願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

63ページから66ページまで、関係書類を添付しております。

現況は雑木が点々と生えていて、高さのある地形でもあり当分の間、農地として利用している状態ではありませんでした。

資料編の8ページをお願いします。

申請地については、第3、非農地証明書の発行基準の、(2)のアからカの用件を満たしております。

説明は以上です。

○議長

それでは、担当委員の意見をお願いします。

○農業委員

12月18日に、現地確認に行きました。

現地は、農地の状況ではありませんでした。道はなくなっているし、大きな木が茂っていて、非農地に値するんじゃないかなと感じました。

以上です。

○議長

何か質疑がある方は举手をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

それでは、質疑が無いようですので採決を行います。

承認することに賛成の委員は举手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長

全員賛成により、議案第41号、番号1は承認されました。

次に、議案第42号、番号2、那珂川市農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてですが、この案件については、○番委員が当事者となりますので、退室をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第42号、那珂川市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について説明します。

現在の最適化推進委員の任期は農業委員と同様に、令和7年5月6日までとなりますので、次期の推進委員の選考を行う必要があります。

最終的な議決や委嘱については、改選後の最初の農業委員会総会にて行うこととなりますので、今回の農業委員会では、候補者の選考、決定までを行い、次期農業委員会へ申し送りすることになります。

推進委員の募集については、定数5名に対して、5名の推薦がありました。定数内ですでの、異議がなければ、推薦があった5名を候補者とし、次期農業委員会にて諮ることになります。

本日配布をしたA3の一覧表をご覧ください。

こちらが推薦を受けた者の一覧になります。一覧表の方に、主な情報を記載していますので、こちらに沿って、説明を行います。全員の説明の後に、一括して審議していただければと思います。

5名の推薦をいただいております。南畠地区から2名、岩戸地区から2名、安徳地区から1名になります。

一人一人、簡単にご説明いたします。

[各自説明]

以上でございます。

○議長

質疑がある方は挙手をお願いします。○番農業委員どうぞ。

○農業委員

定員が5名ということですが、安徳地区1名ですよね。これだけのエリアで、どうかなど疑問に思いまして。選出区分の見直しとかはどうなんでしょうか。

○事務局

選出についてですが、まず全体の定数については、法律で、農地面積によって上限が決められております。うちの場合は、5名が上限ということになっております。

そして、各地区の農地面積に基づいて割り振りを行っております。農地面積については変動がありますので、改選の際に農地面積を再度積算して人数を決めるということになります。

○農業委員

分かりました。

○農業委員

これは事務局で選出してあるのか、それとも募集でされてるのか、どちらでされてるんでしょうか。

○事務局

農業委員も、農地利用最適化推進委員も同じ方法なんですが、推薦と公募を同時に

行っております。

推進委員に関しては、5地区の農事組合の方に推薦依頼を行い、応募はなかつたので、5名の推薦された方が出ている状況です。

農業委員については、同じく5地区の農事組合に推薦依頼をしまして、3名は応募がございまして、定数どおり8名の推薦と応募をいただいているという状況です。

推薦につきましては、それぞれの農事組合で選考していただいております。

○農業委員

そしたら、個人で応募をすることはできるんですか。

○事務局

はい、できます。

○農業委員

今からでもできるんですか。

○事務局

今からはできません。もう締め切っております。

○農業委員

分かりました。

○議長

他に質疑はないでしょうか。

○農業委員

定数の部分で、市の状況も変わってきますので、従来通りという訳にはいかんと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長

農地の広がりなどを色々考えて、輪番という形になってるんですよね。今後、色々なことを考慮しながら見直していったらと思います。

他に何かありませんか。

○番委員どうぞ。

○農業委員

賛成意見ですけど、やっぱり面積的に言えば当然安徳地域が広いんですけど、南畠はわずかです。ただ、農業委員会の取扱い事項、議案としては、都市計画の無指定地域の、南畠や西畠がものすごく多い訳ですよね。なのでそこは人数がいないといけないし、でもじゃあ安徳は面積がそれだけあるのに推進委員が1人なのかとか。定員もあると思うんですけど、面積だけではなく、柔軟に考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○農業委員

各農事組合長から推薦があるなか、区長会からの推薦というのがあります、これについてこれでいいんでしょうか。

○事務局

推薦団体については、農事組合でないといけないという決まりはございません。

基本的には、農事組合長に推薦依頼を出すんですけれども、推薦が農事組合単体であがってくる区もあれば、行政区と連名であがってくる区もあります。農事組合での選考が難しいということであれば、区から選出いただくこともございます。ですので、区からの推薦ができないといったことはございません。

○農業委員

分かりました。

○議長

締め切り時点でこの5名が推薦されたということですね。他にいらっしゃったらまた選考を考えないといけなかったということですね。

○事務局

はい、そうです。

○議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

それでは、質疑が無いようですので採決を行います。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成により、議案第42号、番号1は承認されました。

○番委員は入室してください。

次に、報告事項です。

事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第26号番号1、専決処分について。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書の報告の69ページ70ページに届出書、71ページから76ページまで関係書類を添付しています。転用目的は駐車場となっております。

資料編は11ページになります。届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類はすべて揃っておりましたので、受理通知書を発行済です。

続きまして、報告第27号番号1、専決処分について。農地改良行為届出書について報告します。

議案書の78ページをお願いします。資料編は12ページです。

届出者の住所・氏名、対象農地は記載のとおりです。改良行為の内容は、隣地が転用済みのため、合わせて、安徳〇番より土を搬入して高さを合わせることです。

施工後は、じゃがいも、さつまいもを作付けする計画です。83ページまで関係書類になります。

次に、報告第28号番号1、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告します。

議案書85ページをお願いします。資料編は13ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

86ページに、解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和6年11月1日に合意解約が成立し、12月1日に引き渡しとなっています。

次に、報告第28号番号2、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告します。

議案書88ページをお願いします。資料編は14ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

89ページに、解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和6年12月13日に合意解約が成立し、令和7年5月末に引き渡しになります。

続きまして、報告第28号番号3、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告します。

議案書91ページをお願いします。資料編は15ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

92ページに、解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和5年12月20日に合意解約が成立し、令和7年3月31日に引き渡しになります。

続きまして、報告第28号番号4、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告します。

議案書94ページをお願いします。資料編は16ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

95ページに、解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和6年12月20日に合意解約が成立し、令和7年3月31日に引き渡しになります。

続きまして、報告第29号番号1、専決処分について。現況証明について報告いたします。

議案書97ページに現況証明願を添付しています。資料編は17ページです。

農地転用は、平成15年12月22日付け、転用目的は貸し駐車場で、許可済みです。

現地を確認し、12月10日付けで、現況証明書を発行済みです。

報告については以上になります。

○議長

ただいまの報告について何か質疑がある方は挙手をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

質疑がないようですので、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

それでは、その他について事務局より説明をお願いします。

○事務局

[令和7年度農業委員会日程について事務連絡]

○議長

ありがとうございます。それでは、本日の総会を閉会いたします。次回は、2月10日の3時からです。本日はありがとうございました。

午後10時28分 閉会